

日本中世における女性の社会的活動について

網野善彦

○司会者（関根） これから後半の部分を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、鶴見大学仏教文化研究所所長であります高崎直道学長のごあいさつと、講師の網野先生のご紹介がございます。よろしく願いたします。

○高崎 ただいま紹介してもらいました高崎でございます。本日は仏教文化研究所の所長ということでごここに伺っているわけですが、この大学を預かる者といまして、この大学会館がこの3月にできまして、やっとぼつぼつ利用していただけるようになりました。私どもの仏教文化研究所も、研究所とは名ばかりで、まだ日常活動をして紀要を出しているというだけでございますが、この場所を借りて、講演会を開かせていただくことにしたわけでございます。

仏教文化研究所の公開講演といたしましてはもう3回目でございます。第1回は、開所式に当たりまして、中村元先生に——この方は鶴見大学の顧問教授という肩書ももっていらっしゃるんですが、仏教関係のお話をいただきました。2年目は、石田尚豊先生という、美術史の、マンダラの研究などで大変有名な方でいらっしゃいますが、この先生に来ていただきまして、法隆寺の玉虫厨子のお話をいただきました。

今回は仏教文化史ということになりましたら、研究所といたしましては、中世の仏教が重要な役割を果たしておりますこの文化史というものを研究の視野に入れておりますので、その面の中世史のご専門でいらっしゃいます網野善彦先生にこちらにお出ましを願ってお話を承ることにした次第でございます。

網野先生は、もうご承知の方が大勢いらっしゃると思いますけれども、現在、神奈川大学の特任教授をしておられます。今、お聞きいたしましたら、特任教授と申しますのは、専任でも教授会に出る仕事はないという、研究と指導だけをしていらっしゃるよければよろしいというポストなのだそうでございます。いろいろお話を聞いておきますと、お生まれは昭和3年ということでございますが、早生まれでございます。私と大体同じころに東京大学で学んできたということでございまして、お年もほぼ同じくらいでいらっしゃるわけでございます。

そして、文学部の史学科をご卒業になりましたから、その後、名古屋大学の助教授、神奈川大学の短期大学の教授等を経て、現在の特任教授のポストにいらっしゃるわけです。その間に、神奈川大学に日本常民文化研究所というのができまして、そのの所員をずっと続けられまして、主にそこで今日私どもが知っておりますいろいろな研究をなさったと伺っております。

ご著書といたしまして、幾つもあるので順序が異なるかもしれませんが、1966年、『中世荘園の様相』という本をお出しになりました。それから、74年に小学館から『蒙古襲来』という、これは日本史のそのころの時代割りの概説的なものであったかと思いますが、「激動するアジアと中世日本」という副題がついております。

続けて、78年に平凡社から『無縁・公界・楽——日本中世の自由と平和』という本をお出しになりました。これは我々が普通に知っております中世の政治中心の歴史からみますと、いわばその裏の方からと申しますか、民衆・庶民の社会、生活に視野を当ててお書きになった本として非常に画期的なものとして、これは私どもも拝見をしているも

のでございます。私どもと申しますのは、専門でない者が読みまして大変興味がある本だということでございます。それから、『中世東寺と東寺領荘園』が東大出版会から78年に出ておりますし、『日本中世の民衆像——平民と職人』は岩波新書で80年に出ております。それから、82年に『東と日本の語る日本の歴史』、続きまして84年には、あるいはこれが私どもの拝見するところでは一番主なご著書ではないかと思うのでありますが、『日本中世の非農業民と天皇』という本を岩波書店から出しておられます。

そのほか、『中世再考——列島の地域と社会』が86年、『異形の王権』——これも新聞紙上でいろいろ評判になった本でございます。平凡社から1986年に出しておられます。後醍醐天皇を主題としたものでございます。そして、1990年には小学館から『日本論の視座』、そして91年には筑摩書房から『日本の歴史を読み直す』、同じ年に塙書房から『日本中世土地制度史の研究』、こういう数々のご本をお出しくださっております。

ごく最近のものとしては、私が今手元にもっております、岩波新書から『日本社会の歴史』の上巻をお出しになりました。今、お聞きしましたら、もうじき中、下巻も出るということでございます。期待して待っているところでございます。

専門でない私どもからご紹介申し上げるのには見当違いのことも申し上げますが、公式に習っていた歴史とは全然違った角度から中世というものを見直すという、そういう仕事を非常にエネルギーにやっていたらっしゃる代表的な学者であると思います。その先生に、お忙しいにもかかわらず私どもの公開講演会においていただきまして、まことにありがたいことであると思います。これからしばらく先生のお話をお聞きしたいと思います。よろしくご清聴のほどをお願い申し上げます。

○網野 ただいま大変に懇篤なご紹介をいただきまして恐縮しておりますが、私は、先ほどご講演なさいましたこと

らの大学の、河野先生、あるいは大三輪龍彦先生と大分前からおつき合いがございまして、神奈川大学の日本常民文化研究所の調査などにもお二人にご協力をいただいたりして、非常にご縁が深いことになっております。そういうことで、非常に立派な建物ができましたこの場所で、きょうは、何か話せというご依頼を受けましたわけです。

所長先生のご紹介では、仏教文化を中心にしたテーマというお話でしたけれども、私は、鶴見大学は本来、女子大から出発されたという印象をもっておりまして、何か女性にかかわることをお話したらいいのではないかなどと勝手に思い込んで用意をしてきました。それから、もう少し内輪の小さな会と考えており、このような立派な演壇に立つつもりは全くもっていませんでしたので、非常にかた苦しい題を立ててしまいました。しかし最近、少しいろいろ調べてみますと、私自身がこれまで考えてきた日本の社会における女性のあり方について、もう一回考え直してみることがあるのではないかという思いが大変強くなってきましたので、それに関連して少しお話をしてみたいと思っております。

非常に怠け者で、ワープロも使えないため、レジュメをつくるのが大変不得手なものですから、後に証拠が残らないように何もつくってまいりませんでした。そのため、大変聞きづらいことになろうかと思いますが、ご了解いただきたいと思います。

敗戦前までの日本の社会における女性の立場は、法的には極めて弱く、かつ男性に比べて全く低い立場にしか置かれていない、男性の圧倒的な優位のもとに女性は置かれていたというのが常識だと思えます。これは間違いなく事実であり実際、女性は政治的には、投票権も与えられず、姦通罪は女性だけに適用され、社会的な発言の機会も極めて小さく、経済的にも自立のむずかしい状況にあったといえます。これは少なくとも法的には、また建前の上では明らかで、敗戦後の女性解放運動、フェミニズムの運動は、まさしくこの点を克服すべくいろいろな努力を積み重

ねてこられたわけであり、問題は残っているにせよ、最近の状況は大きく変わりつつあるといってもよいと思うのであります。

それと並行して、女性史研究においても非常に目覚ましい成果が上げられており、特に一九八〇年代以降のこの分野の発展はきわめて顕著なものがあり、女性史関係の講座も、東京大学出版会から『日本女性史』、『日本女性生活史』、藤原書店から、最近完成した『女と男の時空―日本女性史再考』など大きなシリーズがたくさん出ており、女性の日本の社会における歩みについては、細かいところまで明らかにしてきたといえると思います。しかし、最近、我々がこれまで日本史上の常識と考えてきたことが、いくつかの点で必ずしも社会に対する正確な理解に基づいていない点があることに気がつきました。

これからお話しすることは、どこに行っても強調していることで、「またいつてるのか」という御批判もあるうかと思うのですが、従来の日本史像については、「日本は孤立した島国であり、周囲の地域から孤立しているがゆえに日本人は斉一で、単一の文化を長年にわたって育成しており、さらに、日本の社会は弥生時代に水田・稲作が始まって以来、江戸時代あるいは明治以後しばらくの間までは、水田を基本とする農業社会である」という考え方が一般的であり、これがこれまでの日本文化論の基本になってきたといつてよいと思います。そして、そうした見方に立って、女性の社会の中でのあり方についても常識ができ上がってきたと思うのですが、今のべたような常識自体に、最近、私は、大変疑問をもち始めています。

例えば、日本の社会を果たして孤立した「島国」などといえるのかどうか。さきほどご紹介いただきました、大変つまらないものですが、最近出しました岩波新書の『日本社会の歴史』(上)の第一章の最初の図版に入れた、日本列島を引っ繰り返してみた地図があります。もともと非常に大きな地図を縮小したので余り迫力はありませんが、富

山県のつくったこの環日本海諸国図をみると、日本海はまさしく東アジアの内海で、湖そのものであり、東シナ海も同じような性格をもっているといえるでしょう。

ですから日本列島は、アジア大陸の北と南を結ぶかけ橋であり、かつては実際に陸橋だったわけです。ですからこれまで西からの列島への人の出入りがもっぱら問題にされてきましたが、北からの人や物の流れ、あるいは南からの、また東からの物や人の流れも、一挙に何百万の人が渡ってくるようなことはなかったにせよ、長い長い年月の間には非常に多くの物と人が周囲の地域から日本列島に入り、また日本列島から外へ出ていったといえると思います。さきほどの地図を眺めていますと、一体なんでこの列島が孤立していたなどということができるのか、非常に不思議になっ

てきます。

このように日本列島の社会は間違いなく孤立していかないにも拘らず、日本国は孤立した国だというところえ方がでてくるのは、北海道から杵岐・対馬までの島々を国土、領土にして、そこに近代的国民国家を欧米列強に伍してつくり上げなければならないという課題に直面した、明治以後のリーダーたちがつくり出した虚像であり、どここの海が人と人を隔て、どここの海が人と人をつなげるかという選択は、自然そのものが本来許していないのです。いかなる海も、障壁にもなると同時に、極めて有効な交通路にもなり得るわけであり、そう考えてみると、日本の社会が孤立しているなどということは到底いえなくなってきました。

それと同時に、日本の社会の東西——現在でいえば東日本・西日本、「日本」成立以前の列島東部と列島西部の社会は極めて重大な問題にも関わる大きな差異をもっています。本日、ここで深く立ち入ることはできませんが、その一つは被差別部落の問題であり、そのあり方は東と西で非常に大きな違いをもっていますが、われわれはその点について意外に意識してこなかったと思います。

神奈川大学の短期大学部にいたころ、私は必ず毎年、被差別部落について話をしたのですが、その最初に、「同和問題を皆さんご存じですか」という質問を発してみることになっています。ところが、ほとんどだれも知らないんですね。けげんな顔をしているので指して聞いてみますと、「ドウワ?」というんですね。実は「メルヘン」だと思っているわけです(笑い)。これはうそではない、本当の話で、毎年聞いているのですが同じ答えが返ってくるのです。中には手を挙げて「知っている」という人もいるので、指してみますと、山口、広島、あるいは大阪、島根という西の出身の学生なんです。

もちろん横浜にも被差別部落がありますし、同和教育をやっているところもあるのですが、しかし、十年ほど毎年聞いていますが、むしろ最近に至って、いよいよこの問題についての知識をもっていない人が多くなったように思えます。しかし、西日本に行つて例えば大阪の大学でこんな質問をしたら、質問をした私がつるし上げられるに相違ありません。しかしこれほどの差異はどこから起こってくるのかを、我々は本当に深く考えてみなければいけないのです。何となく「日本人は皆同じ」という気持ちはどこか我々の中であつて、こうした問題を突き詰めて考えてこなかったのではないかと思ひます。

きょうはこの問題を掘り下げて考える場所ではありませんけれども、同じように最近つくづく自分自身が間違つてきたなと思つていますのは、「お百姓さん」と我々がいつている人たちについての常識です。そういえばどなたも農民とお考えになるでしょうし、私自身、戦争に負けた後、東京にいるのが嫌になり、「おれは百姓でもやるのだ」といつて、一ヶ月半ぐらい郷里に帰つて畑を耕しておりました。そのときの「百姓をやるのだ」といつ言ひ方は「農業をやるのだ」といつのとつじ言ひ方で、我々はさういつ「百姓」の使ひ方を日常しています。現在でも、高名な歴史家や民俗学者でも、例えば私の尊敬する民俗学の宮本常一さんも「おれは郷里へ帰つて百姓をやるんだ」といつこと

を何度もいっておられますし、「百姓は農民」と我々は全くふつうに考えてきたのです。

ところが、実態を調べてみると、これはどうも大変な間違いをしてきたといわざるをえないので、きょうの主題ともかかわりますので、この点に少し触れたいと思います。ごく最近の経験ですが、余り衝撃的な経験だったので、あちこちで紹介しているのですが、最初に申し上げたように大三輪先生と河野先生に今年の三月、伊予国（愛媛県）の小さな島、二神島の二神家という中世の海の領主、「海賊」の流れをくむ家の墓地を調べていただきました。

この墓地に戦国時代末から現在まで残っている墓の、ほぼ全部について、葬られた人の戒名や名前が系図と過去帳でわかるという、これだけでも非常におもしろい事例なのですが、山の斜面を切って造成された墓地の三段目に鎌倉時代のものでらしい五輪塔が顔を出しており、しかも、この領主二神氏は鎌倉時代終わりにこの島に入ってきたことが文献でも明らかなので、恐らくここに鎌倉時代以来の海の領主二神氏の墓があったに相違ないという想定のもとに、古い五輪の頭を出しているところを調べていただいたわけです。その結果、大変に大きな成果が上がったとお二人もおっしゃっておられますが、実際、ゴロゴロと五輪塔が出てきましたので、現在、形を整えて、これからさらにものように調査をしていくかを検討中です。

私はこの調査そのものについては別に何もお手伝いをしたわけではないのですが、島に伺った機会を利用して、前に一度伺ったことのある、生魚の商売を江戸時代後期からやっておられた村上宗一郎さんのお宅をおたずねしました。一年前に伺ったときに、おもしろい古文書があったことを知っていましたので、調査にかこつけて二神島に二日ほど滞在した機会を利用してそのお宅に行ってみただけです。

そのお宅は、長い間商業に携っておられたわけですから、伝来している古文書も商業関係の帳簿や仕切りなど、大変おもしろい古文書をたくさんおもちなのですが、その中に一冊、壬申戸籍という一八七二年（明治五年）に明治政

府が最初につくった戸籍の草稿が残っておりまして。壬申戸籍の原本は、先ほど申しました差別の問題に絡む記載がありますので、現在、法務省の管理下に置かれ、学者も自由にみることでできない状態になっていますが、その草稿本があるというのは大変おもしろい事例なので、子細にそれをみせていただこうと思つて伺つたわけです。

この戸籍にはもちろん島の人口がすべて記載されており、全体で二神島に一三〇軒、由利島に三軒の家のあつたことがわかるのですが、それぞれの家の筆頭の戸主の上に、安養寺という寺と一軒の書き忘れをのぞき、全部、「農」と書いてあるのです。紛れもない生魚の商売をやつていらつしやつた村上さんの筆頭にも、「農」と書いてありました。

そこで、村上さんに、「おたくは農業をやつていらつしやつたんですか」と伺つてみましたら、「いや、ごらんとおりこういう商売をやつてきたので、少しは田畑をもつていたのかもしれないが、島には田や畑はわずかしかなかったからね」とおっしゃる。実際、後で調べてみますと、この島の石高はたったの八二石で、一三〇軒の家数で平均しますと、一戸当り田畑をあわせても一反に満たないせいぜい〇・六反しかないので。にも拘わらず島の一三〇軒の戸主の肩書きには全部「農」と書いてあるのです。

これは私にとって本当にショックでした。一三〇軒のおたくの実態は、みな農民などとは到底いえない、海に依拠して船による交易をやつたり、あるいは漁労をやつておられたり、山の産物を売買したりしておられたに相違ありません。厳密にいえば、農業が副業、それもごくごくわずかな副業であり、島のほとんどすべての方々の職業をもし厳密に経済学的にいうなら、漁民、あるいは、商人などいろいろありうると思いますが、少なくともほとんどの戸は農民とはいえないと思います。にもかかわらず全部の肩書きが「農」となつていのです。

また、この戸籍を見たので研究所にお預かりしている伊豆の白浜の——ここはご承知の方も多いと思いますが、海

女などがいた、純漁村といつてもよいところだと思いますが、——明治一二年の戸籍をみましたところ、この戸籍も一軒だけ鍛冶がみえましたが、あとは全戸、「農」と書いてありました。もし私が研究室で二神島の帳簿をみたら、この島は大変農業が盛んな島だなと、思ったに相違ありません。全戸に、「農」と書いてありますし、田畑についてはなにも書いていませんから。

しかし、島でその帳簿をみたので、この「農」という記載に偏りがあり、「虚像」であることがはっきりとわかったのですが、考えてみるとこれは重大なことで、この帳簿がそのまま役人の手元に行つて、役人が「この島は農業中心の島だ」と思つたら、二神島の人たちの実際の生活を支えている漁労、商業など、農業以外の主たる生業はすべて役人の目から落ちてしまうことになります。さらにこれがそのまま政府に上がつていったとすれば、日本は当然、農業国家となり農業社会であることを前提に政府の政策は立てられていくに相違ないわけで、実際に当時の人々の生活の中で大きな役割をもっていた海や山の生業は、ほとんど政府、政治の視野から落ちてしまう危険も大いにあり得たと考えられます。

これはまだこれから調べていかなければならないことですが、大変に重大なことです。考えてみると、戦後の農地改革も農地のことしか問題にしませんでした。もしも本当に寄生地主の社会的・政治的な立場に決定的な打撃を与え、るための改革ならば、山林は絶対に問題にしなければならなかつたはずですが、山林は問題にされませんでした。ですから山林地主は生きつづけました。実際、当時の地主が基盤にしていたのは決して農地だけではありません。私の家も没落した地主ですが、戦前は金貸しをやっていましたし、酒もつくっていましたし、生糸もやっていました。山林ももっていました。父が病気で早く亡くなったので没落しましたが、山梨県の地主の中で生き延びている家はたくさんあります。

もちろん打撃は受けたにしても、政治的・社会的な立場はそれほど変わっていません。しかし、このように農地改革が農地だけを問題にしたのは、当時の学者自身が日本の社会を農業社会と考え、専ら農地の所有関係を問題にして改革すれば、社会が大きく変化するという考え方にとらわれていたからではないかと私は思っています。そうすると、地租改正も怪しげなことになってきますし、明治政府が一体何をやってきたのかについても、全部再点検してみる必要が出てきます。極言すればそのようにいわざるを得なくなってくるのです。

そしてそれが「百姓は農民である」という思いこみの制度的な表現であり、壬申戸籍のマニユアルを調べてみますと、百姓は全部「農民」と表現されているようです。町の町人については、商人や手工業者などのいろいろな職業が記されており、雑業の中に被差別民のいろいろな呼称も出てくるのですが、百姓は全部「農民」として戸籍に登録をしたらしいのです。

つまり、江戸時代の末期には百姓イコール農民という見方は役人にも一般の庶民の間にも定着した考えになっており、不自然なく通っていた形跡があります。しかし、江戸時代の制度はそうではないのです。江戸時代には「百姓」という項目の下にいろいろな職業を書き上げた史料もたくさんあります。実際、百姓は決してすべてが農民ではありません。例えば何の予備知識もないままに、奥能登のある村で大体六〇〇軒ぐらゐの家があり、そのうち七一％が水呑百姓で、残りの二九％は平均二〜三反しか耕していない百姓なのだけでもこういう村を、どうお考えになりますか、と江戸時代の専門家に私がもし聞いたとすると、「それは相当ひどい村ですな」とおっしゃるのがふつうだと思います。つまり、一、二反の百姓は、つぶれるのは当然だと、私も高等学校で教えたことがあります。五反百姓がようやく経営を維持できる百姓であり、だから田地をわけるのはばかな話、つまり「たわけ」で、分地制限令はそのことと関係があるのだと教えてきたのです。こういうとよくわかったように思えるのですが、しかし、これがそもそも

怪しいと最近私は考えるようになりました。じつはいまお話した村は奥能登の輪島のことなのです。奥能登最大の都市の輪島の人口構成は七一％が水呑百姓、残りの二九％が二〇三反の百姓ということになっています。

なぜかといいますと、水呑百姓は、石高をもっていない百姓——蔽密ないい方ではありませんが、田畑をもっていない百姓なのです。田畑をもっていない百姓は貧しいと私もこれまで何となく思っていました。これが我々の頭の中に刷り込まれている一つの定式であり、田畑の少ないところは貧しいところだと我々は考えてしまいましたが、輪島の水呑百姓は、土地をもてないのではなくて、全くもつ必要のない人たちなのです。

これは当り前のことであり、輪島には商人、職人、船持として、大金持ちになっている人たちがたくさんいるのですが、こうした人たちは土地を持って税金などを出す面倒をするより、もたない方がいいという人々で、水呑の七一％の中には農人は一人もいないのです。中には日雇いも若干いますけれど、輪島塗りの職人、塗師、木地屋、あるいはそうめんをつくっている家、松前まで行く大きな船をもっている船持ちなのです。百姓も同様に農人は一軒もありません。ですから、家数六〇〇軒余ということを考えれば、これが人口数千人の町であることは直ちにご理解いただけるはずで

こうした大きな都市を、江戸時代の制度は村にしてみましたのです。村になると検地が行われ、土地をもっている人は百姓、もっていない人は水呑百姓になります。こういうところは日本列島の至るところにありますので、今まで人口の八〇〇九〇％は農民であるなどといわれてきたのは、「百姓＝農民」を前提にした見方で、たしかに人口の八〇〇九〇％までは百姓でしょうが、その百姓の中にじつは今のような商人、職人、船持、漁民がたくさんいるとなると、これまでのイメージを大きく修正しなければならなくなります。

実態が非常に違ってくることになるので、例えば奥能登は田地が少ないから貧しいところだと思っ

のですが、実は田地などもつ必要のない大金持ちの商人や職人、船持がいっぱいいるところでした。お金持ちが多いので真宗の巨大な寺院があちこちにありました。これは別に真宗のお坊さんが、がめつく寄付をたくさんとって建てたのではなく、その地域が実際に豊かだから大きな寺を支えられたのだという実態がよくわかってきたのです。

このような話を最初に長々としましたのは、「百姓は農民」と思い込んでこれまで我々が歴史をみてきた結果、もう一つ、極めて重大な見落とし、女性についての見落としをしてきたことに、ごく最近、私は気がついたからなのです。

日本列島で織物が始まるのは縄文時代からだといわれております。樹木の繊維や麻やからむしなどによる編み物だけでなく、織物もあるのではないかと最近ではいわれており、布目順郎さんの『倭人の絹』（小学館）を読みますと、養蚕は弥生時代前期に北九州で始まり列島の東部に及んでいったとあります。現在ではもはや養蚕は極めて一部に行われておりませんが、敗戦前まで日本の社会では一貫して養蚕が行われ、絹が生産されてきました。

この養蚕、絹織物の作業をやっていたのは、多分、弥生時代から、江戸時代、さらに近代を通じて、すべて女性なんです。きょうはそのことをお話してみたいと思いますが、古代の記録をみますと男は農業、女は養蚕と書いてある事例が非常に多いのです。私はこれまで「養蚕農家」などといういい方にだまされて、養蚕も農業だと思っていたのですが、これは近代になってつくり出した言葉なので、古代の文献をみますと、「農業」と「養蚕」ははっきりと区別されております。「農蚕」「農桑」という言葉もよくあらわれてきますし、文章でも、「人、農業を務め、家、桑のことに赴く」と、農業と桑とははっきりと区別されています。

さらに、非常に明確に、「農業は男、蚕は女」とを書いた文章も随分たくさん出てきます。きょうは余り細かくはご紹介できませんが、例えば、非常に有名な尾張国郡司・百姓等の解文という教科書にも出てくる文書があり、尾張

国の国守がひどい収奪をしたので、百姓たちが困ったことを記した文書の中に、「農夫は鋤を抛って耕作のことをおこたり、蚕婦（蚕を飼う女性）は桑を忘れて蚕糸の業を倦む。あに、百姓の嘆きにあらざや」といういい方が出てきます。農業―鋤をもつのが男で、養蚕―蚕を飼うのは女、それが全体として百姓の生業だと考えられていたことが、この百姓等の解文でもよくわかります。

この言い方は対句になっており、八世紀初めころの史料にも「男は耕耘に務め、女は絰織を脩め」という形で出てきます。また、女性が桑を扱っていた例としては、九世紀のころの史料で、「京都の女性たちは、都以外の諸国の女性と違って、蚕を飼うことを知らない」という表現もあり、蚕を飼うのが女性というのは、間違いなく古くからのことであったといわなくてはなりません。

ところが、これまで百姓は農民だと思っていきましたので、百姓の男のことしか我々は考えてこなかったことになります。しかし百姓の女性は極めて古くから、弥生時代から一貫して農業ではない、養蚕と織物をやっていたのです。単に養蚕だけではありません。万葉集の歌に、「麻衣着れば懐かし紀の国の妹背の山に麻まくわぎも」という著名な歌があります。これによって麻をまくのも麻衣をつくるのも女性であったことが極めて明快にわかんと思えますが、そう考えると、繊維製品の生産は実はすべて女性の仕事ではなかったかと考えられます。

しかし、絹はそれほど広く生産されていたのだろうかという疑問がでてきます。実はこれが私自身の盲点だったのですが、私は、絹は贅沢品だと思いついていたところがあるのです。江戸時代の法令、お触書に「百姓は絹を裏に使った着物など着てはならぬ。木綿の着物でも着ていければよろしい」という規定が出てきます。考えてみればこれは絹の着物を着る百姓がたくさんいたから、こういうお触書が出されたのだと思います。しかし、そういう規定にひきずられて百姓は麻、からむしの布を着ていたというのがこれまでの常識になっていたのです。そのため、絹の生産はた

とえ女性がやったとしても、社会の中ではそれほど大きな意味はもたないのではないかと、私はどこかでぼんやり考えていたのです。しかし、さきほどのべたようなことにはたと気がついたのは二、三年前で、それから改めて史料の集め直しをやってみますと、桑が古代から非常にたくさん植えられていたことがはっきりわかってきました。日本国という国家が成立するのは七世紀末、八世紀初めからですが（後述）、その制度として、桑と漆の本数を調べることになっていました。国ごとに桑漆帳という帳簿をつくらせて、栽培を奨励しています。しかし、もちろん漆はこの国家が新しく植えさせたのではなくて、さきほどの河野先生のお話にも鎌倉の漆器のことが出てきましたが、三内丸山遺跡によっても知られるように縄文時代から漆器は大量につくられていました。このように漆はもともと日本列島に自生していた木だと思うのですが、桑はもともと自生していたにせよ、養蚕が行われるのは弥生時代からといわれています。しかし古代には非常にたくさんの桑が栽植されていたことは明らかです。

九世紀初めの八一七年（弘仁八）の史料で、伊勢国の三つの郡を伊勢神宮の神郡にすることに関連して、郡の状況の調査が行われていますが、多気郡には桑が何と一三六、五三三本もあったことがわかります。伊勢国は、後でもふれますが、年貢は絹で出している国ですから、それだけ桑があってもおかしくないのですが、一四万本の桑からどのくらいの絹がとれるか私にはわかりませんが、少なくともこれは贅沢品としての絹をつくるためだけの本数では絶対にはないと思います。

それに準ずる本数は、律令制の時代、恐らく全国的にあつたと考えられます。八世紀以降、調・庸という各地の百姓の成年男子が都に運んでくる特産物の中で、絹がかなりの量を占めるようになっており、特に東国で養蚕が広く行われていたことは明らかですが、このような調庸などの貢納品を出すためだけに絹をつくっているにしては、この本数は余りにも多過ぎるといわざるを得ないと私は思います。

また中世の史料を細かくみますと、中世になってからも桑は検注しているのです。田畠を調べるだけではなく、例えば、皆さんもよくご承知の紀伊国阿氏河荘、——耳を切り、鼻を削ぎという地頭の百姓に対する乱暴で有名な紀伊国の荘園について詳しく調べてみますと、田畠はもちろん検注され、百姓の家——在家も数が調べられていますけれど、桑も大・中・小に分けて一九八〇本あったことがきちんと調べられています。それ以外にも、漆が三二本、柿が五九八本、栗林が三一丁七〇歩あり、栗林だけは面積を調べていますが、これらにはみな税金がかかっています。今までは田畠の年貢・地子などの税にしか、私は余り関心がなかったのですが、桑にも桑代という税がかかっています。栗林についてもお話しすれば長くなってしまうのですが、最近、栗が三内丸山で栽培されていたことがわかってきたように、栗林の栽培はそれ以後一貫して行われており、栗だけは本数ではなくて面積で調べられています。しかも史料をみますと、かなり広いんですね。栗は実をとるだけでなくて、材木として使うために栗林を意識的に育てたという史料が出てくるので、栗も日本列島の社会生活の中では非常に重要な意味をもっていたことは間違いありません。それはともかく阿氏河荘だけでも二〇〇〇本近い桑があり、阿氏河荘の年貢は絹なのです。このように年貢を絹で出している荘園は全国的に多いのですが、とくに伊勢、尾張、美濃——三重県、愛知県、岐阜県の荘園はほとんど絹で、それ以东の国は基本的に絹か布を年貢にしています。布は麻・苧の布ですが、絹でなければ綿——真綿、あるいは絹糸を出しています。こういう荘園が圧倒的に多いので、米を年貢にしている荘園は東国にはほとんどありません。

ただ、田地を基準にして絹が賦課されているのです。そのため我々は年貢は米と間違ってしまったのですが、田地一丁別に二疋の絹を出すというように、田地が計算の基準になっているのです。どのようにして田地から絹をとるかといいますと、田地から出たコメは、養蚕をやって絹をつくっている百姓に全部貸しつけてしまいます。そして、絹ができる季節にその米に相当する絹で年貢を出さない、ということになっています。ですからそこで米と交換を

して絹を年貢にとっているわけです。しかし、基準が田地になっており、田地からは米しかできないものですから、我々は年貢はコメだと思ひ込んでしまっていた時期があったのですが、調べてみると、日本列島のなかで本州の半分、東日本では、基本的に絹と布が年貢になっていたことがわかってきました。

このように考えると絹の生産量は相当なものだったことがよくわかりますが、実際、百姓も絹小袖を所持していたことが鎌倉時代になるとはつきりわかってきます。例えば、一四世紀初め、鎌倉時代後半の伊予国弓削島荘という、いまの愛媛県の島で塩を年貢にしている荘園では、百姓はみな塩をつくっており、農業はごくわずかしかやっています。その島の小百姓清左近の家財道具が差し押さえられたときの目録によると、この人は牛十頭や下人のほかに、絹小袖を持っていますし、若狭（福井県）の常神浦の百姓は絹小袖を六着も持っていたことがわかります。確かに小袖は財産にはなっておりますが、必ずしも贅沢品ではなく、絹小袖と一緒にコメや鉄製品が押さえられていますし、市場で小袖を売買している例もあります。また皆さんよくご承知の『一遍上人絵伝』、『一遍聖絵』の福岡市の場面をみますと、市場に物を買いきている女性も、恐らく絹ではないかと思われる着物を着ていますし、そこで女性が反物を出して売っているのも多分絹ではないかと思うのです。このように百姓の女性も、ハレの日には絹小袖を着ることは十分あり得たと思います。

縄文時代から女性はおしゃれをしているわけで、百姓といえども麻の貧しい着物を着て、ふるえながら働いていなければ百姓といえないという見方は、支配者の意志にそった見方であり、それに影響された現代人の偏見ではないかと思ひます。それぞれの時代に即して百姓はそれなりの知恵をもって生活をしているはずで、女性もおしゃれをすることもあり、ハレの日、祭りや市の立つ日にポロポロな姿をして出かけるはずはなかったと考えられます。このように史料に即しても、絹小袖は百姓の女性も着ているということがわかります。また真綿は防寒の綿入れとして

用いられたに相違ありません。

その上、絹は、年貢になるだけではなくて、交換手段にもなります。鎌倉時代初めごろまでは、絹何疋を出せば土地を一反買えるとか、絹を一疋でコメを何俵か買えるというように、絹が貨幣と同じ役割をもっていました。ですから、ある物品の価値をはかるときに、この鉄はコメ何石に相当するということと同様に、絹何疋に相当するという価値基準にもなったのです。

ですから、銭貨が流通し始めますと、銭一疋は十文というように、絹や布の単位の疋が銭の単位にもなっていきました。おもしろいことに、絹がさかんに流通していた東国の方が、西国よりも早くから銭が流通しているのです。それはともかく、絹は少なくとも鎌倉時代には決して贅沢品ではありません。

たしかに中国伝来の贅沢な絹、綾錦といわれるような高級な絹をつくっていたのは「織手」といわれた男性です。しかし、一般の百姓の着る絹、あるいは貢納品として納める絹は百姓の女性がつくっていたことを我々は確認しておかなければなりません。

少し先取りしてお話ししてきましたが、百姓の女性が蚕を飼っている場面はいろいろなところに出てきます。桑はほっておくと大木になってしまいうのですね。若い方はご存じないかもしれませんが、我々の子供のころの桑はきちんとして剪定してあり、立ったままで葉がつめるように桑の枝は低いところに広がっていました。だから、私の子供のころは桑の実を食べてしかられた覚えのあるのですが、昔はそうした剪定の技術はなかったはずで、桑は大きな木になります。あんな大木に女性が登って桑がつめるのだらうかという疑問を持っていたのですが、『日本霊異記』、『今昔物語』の説話で疑問は氷解しました。

河内国の豊かな家の女性が、桑の大木に登って桑をとっていたという情景がでてくるのです。その女性を下からみ

ていた大蛇がその女性によからぬ心を起こして、登って行ってつがってしまったというわけです。下から女性がみえたわけですが、その蛇を離すのに、薬を飲ませたり医者を呼んできたりして大騒ぎになったという話なのです。大木に若い女性が登って桑をつんでいるという情景が、このような形で出てきますので、やはり養蚕は女性なのだと言え、納得して史料をみてみますと、蚕と女性の関係を示す極めて具体的な話がけっこう出てきます。

例えば『今昔物語』には、もう一つ、三河国で犬頭糸という非常にすぐれた糸がつけられたことに関わる起源説話があります。三河国のある郡司に二人の妻がおり、その二人ともが養蚕をやっているところから話が始まるのです。ところが、本妻の蚕がみんな死んでしまい、一匹しか蚕が残らなかつた。その蚕を大事に本妻が育てていたところ、非常に見事に成長したのだけれど、それを犬が食べてしまった。そうすると、犬は口からたくさん絹を吐いて死んでしまった。その犬を桑の木のもとに植えて、育ってきた桑で蚕を飼ったところ、翌年からすばらしくいい糸がとれるようになった、という話なのです。それを犬頭糸といって、天皇家に直接貢納する糸ということになっていますが、ここでも蚕を飼っているのはやはり女性です。

それから『海道記』という鎌倉時代前期の東海道の紀行文がありますが、尾張（愛知県）に入ったばかりのところ、家のほとりに桑の木が植えられていて、そこで、蓬髪―頭を結っていない女性が、蚕簀―一種のすのこに桑をひろげて蚕をかつている。一方では、年老いた男が大変つらそうに鋤を振って耕作しているという情景を描いています。つまり、ここでも、男が農業、女は養蚕とはっきり区別しているんですね。

それから、非常にももしろい事例だと思えますのが駿河国（静岡県）の実相寺という寺に関する史料で、その院主代、寺の中心になっている僧侶が余りでたらめをやるので、寺の衆徒たちが糾弾したときの文書によると、その院主代は大変けしからんことに近くの蒲原宿の遊君を寺に招いて、酒を飲み肴を食べるなどドンチャン騒ぎをやっている、

というわけですが、さらに衆徒たちは、この遊君が寺で養蚕をやっているともいっているのです。「院主代、遊君を院主房に迎えおき、魚鳥を切り食い、蚕養をいたさしめる」といっています。この時代の遊女の地位は決して低くはありません。天皇の子供も産みますし、貴族の子供も産む。和歌もうまいし、管弦の道も身につけており、侍の身分とみてよい遊女もおりますが、しかし、養蚕はやるわけですね。

さらにまた、寺に世俗の婢女を呼んできて、これにも蚕を飼わせるのはけしからんと衆徒たちは、この院主代を糾弾しているのですが、別の豊後国の寺に関する文書を見ると、寺の中に桑を植えてはいけないという禁制が出てくるのです。最初はなぜ桑を植えてはいけないのかと思っていたのですが、桑を植えると当然、養蚕をしなければならぬ。そうすると寺の中に女性を入れることになる、これはまずいので禁制を出しているのだと思います。あるいは動物である蚕を養い、それを殺すのがよくないのかもしれないかもしれません。いずれにせよこのように女性と養蚕は不可分の関係にあるので、ほかに桑と養女かいめの関係を示す文書など、いくつか史料がありますが、少なくとも鎌倉時代には、養蚕は女性の非常に重要な仕事であったことを史料ではつきり証明できます。

室町時代は不勉強もあってよくわからないのですが、史料のあり方も変わってしまふところがあるのと、室町時代になるとやや養蚕が落ち目になってきたようにも思われるのです。つまり、絹は貨幣でなくなりますが、中国から生糸、絹織物が大量に輸入されますので、養蚕業そのものが衰えたとも考えられないわけではないのですが、江戸時代にはまた盛んに蚕養が行われています。

私の郷里の山梨県でたまたま今、県史を編纂しており、史料が集まっていますので、二、三調べてみましたところ、甲斐国山梨郡の上井尻村の享保九年、一八世紀中ごろの村の細かい産業を書き上げた明細帳によってみますと、「当村の蚕」という頃に「これは女の稼ぎつかまつり、糸にとり下し、繭は綿につかまつり、繭にても払い、商人に売り

申し候」——女性がつくってこれを商人に売っているとあります。また「農業の間、男女の稼ぎのこと」という頃には、「男は農業の間、山稼ぎ並びに栗、柿、たばこ少々つつ江戸へ出し商い申し候」とあり、「農間稼」も相当の収入になっており、たばこもつくって、江戸に出して男が売っています。ところが、「女は、麻、木綿、茶、夏は蚕少々つつかまつり、糸・絹とり売り申し候」ともいわれています。ですから、女性は蚕を養って自分で糸や絹を売っているわけです。ほかの村でも全く同じで、パターン化しているといってもいいぐらい、女性は蚕を養ってこれを商人に売っているのです。

それは私の身近な体験でも、私の郷里の家の三階は蚕室になっており、広い板敷の部屋になっていて、「ここにいっぱい蚕を飼っていたんだよ」と祖母に聞いたことがありますし、私の家内もたまたま山梨県の出身ですが、家内の母は自分で織ったうち織りという、自分で糸をとって織った絹織物を布団の生地にして、わざわざ結婚のときに贈ってくれたことをよく覚えています。ですから、極めて最近まで養蚕は女性の仕事ということは、はっきりしていたと思うのです。

それと同時に重要なことは、これは別に男に命令されて女性がやっているわけではないという点です。おのずとつくった糸、綿、絹は女性が売っています。市場へもって行って商人などに売っています。先ほどもあげた『一遍上人絵伝』の福岡市の場面を見ると、着物、布を売っている商人は女性ですし、買いにきている人にも女性が多い。そのほかの、女性の商人も描かれています。文献をみても、例えば、南北朝期の祇園社に属している綿座の神人、絹綿を売買する商人が活動していますが、これは全部女性です。

また、小袖座の神人——これは絹小袖を売っている人ですが、これもやはり女性です。祇園社に属して特権を与えられる、京都を主な市場として商売をやっている人たちですが、このように繊維製品を売っているのは女性であり、こ

これは室町時代も同様で、十五世紀後半の『七十一番職人歌合』をみますと、機織は女性、染め物をする紺掻も女性、帯を売っているのも女性、綿を売っているのもやはり女性、白布——これは麻だと思えますが、布を売るのも女性、さらに縫物師、組師など、繊細関係の仕事、その売買にたずさわっている商人はみな女性です。

多分、先ほどいいましたけれども、江戸時代でも市場に絹や糸をもって行って売ったのは女性だと思います。これも身近なところで、「ことしは繭が高く売れたから、お小遣いを少したくさんあげられるよ」と、おばあさんがいつていたという話を聞いたことがあり、多分、そうした銭は女性の懐に入ったのではないかと思うのです。

女性の生業をテーマとして掲げたのですが、基本的に、蚕を養って絹をつくり、麻から布を織るといふ仕事は日本列島の社会の中で女性の生業として極めて重要な意味をもっていたと思います。このことをまず我々は改めて確認しておく必要があります。今までは、「百姓は農民」という思い込みのため、男の仕事だけを考えていました。たしかに田畑などの農業は男の仕事ですが、この思い込みは女性の養蚕を切り落とすことになり、そのため養蚕、絹織物業の研究は大変おくられています。江戸時代以降は、生糸が近代の重要な輸出産業ですから研究がありますけれども、それ以前の研究はほとんどないようです。私の見落としもあるかもしれませんが、古代は多少ありますけれども、中世についてはほとんどありません。

しかし、もう一つつけ加えておかなければならないことは、女性が自分でつくったものを自分で売っていることです。つまり、女性は繊維関係の商人であったといいましたが、日本の社会の女性の大切な生業は商業だったと考えられます。農業は、生産も男性ですが、田畠に賦課される租税——古代では田地で、中世には畠地にも課されますが、公的な租税を正式に負担しているのは男なのです。古代にこういう国家の制度が決まったことが実は大問題であって、実は実態に即してみると田地はそれほどなかったのですが、国家の意志でそれを実施してしまっただけです。

そうした制度の下で、女性は公的な田畠とはかわりのない商業に早くから携わっていた形跡があります。例えば、『日本霊異記』には奈良時代の社会に関するいろいろな物語が集められています。そこには、花を売る女性、はまぐりを売る女性などが出てきます。はまぐり売りの女性は大変な力持ちだったことになっていますが、そういう説話からうかがえるだけではなく、平安・鎌倉時代になりますと、文書、記録に女性の商人がたくさん出てきます。

例えば、魚貝の商人は基本的に女性であったと考えられます。特に魚については間違いないので、京都の六角町は今でも魚屋がたくさんあるところですが、この商人は平安時代の末からみな女の商人であったと文書に書かれていますし、桂女という鵜飼の女性たちはアユ売りの商人として都でアユを売って活動していました。

戦後、千葉辺から、一番電車にのって魚を売りにこられた女性がたくさんいたのを見た覚えがありますが、今はもうそういうことはないかもしれませんが、あちこちの朝市に行っても、売っている人は大体女性だと思います。魚商人は一貫して女性の仕事だったと思いますが、炭や薪の商人も女性なのです。大原女は炭売りの女性の商人です。今は観光の対象になっていますが、本来は炭薪売りの商人だったことが古くからわかっています。それから、野菜、精進物も女性が売っています。

つまり、男は田畑で働いたり、山に行つて炭を焼き、薪をとってきたり、海を出て魚をとってくるのですが、こうした男のとってきたものを市場にもつていったり、振売したりして売ったのは、女性だったと考えられます。なぜ女性が商人として活動するようになったかということの基盤には、もしかすると、女性が自分でつくった織物や綿や糸を自分で市庭などで売る仕事をやっていたことがあるのではなからうかと、最近、私は考えています。

ともあれ、日本の社会の女性のもっとも大きな仕事は商業であったといえると思います。実際、江戸時代でも商家の女性は家の中で男に比べて強い権利をもっていたといわれていますし、「おかみ」という言い方が宿屋や料亭など

のいろいろなところで通用しているのも、恐らくそうした女性の役割とかかわりをもっているのだらうと思いますが、もう一つの女性の大きな仕事は金融です。女性の金融についても『日本霊異記』の時代からはつきり確認できます。

大安寺の仏様のお金を三〇貫文ほど運用してお金持ちになった女性が出てきますし、観音様の銭を大事に使って、これを金融、利殖で大きくふやした女性もみられます。これはプラスの方ですが、マイナスの方として田中真人広虫女という女性は酒やコメを百姓に貸し出し、貸すときには小さなマスで貸して、とるときには大きなマスでとるといふ非常にひどいやり方で金貸しをやったとされています。これを私出拳といいますが、この話は余りひどいことをしたので、この女性は死後生まれ変わるときには牛になってしまったという因果応報の物語ですが、女性が金貸しをやっていたことがわかります。

また『病草紙』——河野先生のお話の中にでてきた『餓鬼草紙』と同じころにつくられた、いろいろな病気を描いた絵巻の中に、「七条わたりもすむ借上——京都の七条辺に住んでいる金融業者として描かれているのは、すっかり太ってしまった女性でありまして、「家富み、食豊か」なるがゆえに、太り病になってしまい、伴の二人の女性に肩を貸してもらってようやく歩いていく姿が描かれています。これも当然のごとく女性がえがかれています。

それ以外にも文書の中に女性の金融業者は非常によく出てくるんですね。日吉神社に納められた初穂の米や銭——日吉上分銭を貸している借上の平氏女という人が一四世紀の初めのころに見られますし、京都の町の土倉に妙阿という、女性がいたということがわかります。もちろん男の借上もいますが、金融業者に女性が非常に多いことは間違いないと思います。

これは女性が家の中のお蔵、塗り籠めという、夫婦の寝室にもなり、大事なものをしまっておく部屋を管理しており、こうした蔵に対する女性の古くからの管理権が借上、土倉という女性の活動につながっていくのではないかとこ

れまで考えていたのですが、どうもそれだけでもなさそうな気がしてきました。

というのは、さきほどのように考えてきますと、女性は少なくとも動産、銭や物については非常に古くから独自の財産権をもっていたのではないかと思うのです。この点は私も考え直さなければいけないと最近思っているところで、今でも決して無効になっていないと思いますけれども、これまでの女性史の通説では女性の立場は一四一五世紀から低下し始めるとされてきました。戦前から戦後にかけての女性史の開拓者高群逸枝さんの仕事を通じて、一四世紀以前の女性の地位は社会的にそれほど低いとは考えられないとする説は広く承認されていると思います。

例えば、八世紀には女の天皇があらわれますし、鎌倉時代には平政子のように尼將軍といわれた人も政治上に出できます。それだけではなく、鎌倉時代までは、土地財産についても、武士の所領は、男女の子供に均等に分配授与しています。嫡子には多少多めにゆずりますが、あとは男女平等に財産を分配しており、その意味で、男女の差別は鎌倉時代には余りなかったとする考え方が最近では支配的になっていると思います。しかし、その見方をとる立場―私自身もその見方に立ってきました。―に立っても、一五世紀以降になると、土地財産についての権利を女性が次第に失うことは否定できない事実とされてきました。

実際、領主が所領を譲る場合にも、一四世紀ごろから女性には一期分という形でしか譲らなくなり、やがて女性には土地財産は形式的には全く譲らないという形になってきます。ただ、よく調べてみると、江戸時代でも女性が土地を譲ってもらっている場合も皆無ではないと思いますが、しかし、表向きは女性の土地財産権はなくなると考えられますので、女性の社会的立場は一五世紀以降明らかに低下したと私も考えていたのです。

この事実も決して否定はできないのですが、しかし、どうも動産、つまり銭や家財道具については、女性は江戸時代にも一貫して独自の権利をもっていたのではないかとこのごろ考えるようになりました。さきほどのべたとおり、

女性は自分のつくった絹、糸、綿を自分で市場にもって行って商人に売り、自分でそれを銭にかえています。男のつくったものも女性が自分で市場にもっていったり、振売をしたりしてお金にかえているわけで、そうして苦勞して獲得したお金を、女性はたやすく男性に渡したでしょうかね（笑い）。まず絶対にそんなことはしていないと思います。もし渡してもらっていると思っていたとしたら、男は大変甘いといわざるをえません。

ルイス・フロイスの『ヨーロッパ文化と日本文化』という有名な本が岩波文庫になっています。この人はポルトガルの宣教師で、一六世紀の終わりのころ、日本でかなり長く生活した人ですが、ヨーロッパの風俗と日本の風俗のあり方の違いを、男性、女性をはじめ子供、坊さんなどについていろいろなことを書いています。なかなかおもしろい本で、岩波文庫のもっとも薄い本ですから、お買い求めいただくのは簡単ですが、それをみますと、女性について実にいろいろなことが書いてあります。

道を歩くときも、ヨーロッパは男が先に立って、女は後ろから来るけれども、日本では女の方が先に立って、男が後ろからくっついて歩くと。最近はそうなっているかもしれないけど（笑い）、私は最初はちよつと異様に思いました。その他、娘が親に断わりなしに二晩も三晩もうちをあけても何もしかられないし、夫に黙って旅行に出かけても、夫は妻に何も文句をいわない。これも今と似ているのかもしれない（笑い）。

その中で一番私がおどろいて、最初はこれほうそではないかと思つたのは、ヨーロッパでは財産が夫婦の共有であるのに対して日本では夫と妻は別々に財産をもっているとのある。これはあり得るなど思つたのですが、その後、「時により妻は夫に高利で金を貸す」とある（笑い）。いつかテレビの大河ドラマの主人公になった日野富子は、大名に金融をして大金をもうけたといわれており、余り評判がよくないのですが、そういうことはたしかにあったことは知っていました。しかし、フロイスの書いているのは普通の女性のことなので、これは私もはじめはほんとかかと

疑ったのですが、今や私は間違いなくこれは本当だと思います。

自分で稼いで自分の懐にある金を、もしも夫がただで出せという、「いや、利息をつけてなら貸す」と、このくらしいのことは、多分日本の女性はいったに相違ないと私は思うのです。となると、江戸時代も女性は動産についての権利はもっていたと思います。これまで離婚の権利は男性にしかないといわれており、確かに「三下り半」という離婚状は男しか書けないので、今残っている離婚状はすべて男の名前で書かれています。

そこで、離婚は男の方からしかできなかったのも、女には離婚権はなかったという通説が十数年前までは支配的だったのですが、高木侃さんの研究によるとそうではなくて、実家に帰られて、戻ってきてほしいのだけれどどうしても戻ってきてくれないので、泣く泣く男が書いた離婚状も随分あるようで、潜在的には女性に離婚権が十分にあったということ、高木さんは証明しておられますが、女性が最も強力な離婚権を行使できる条件は、男性が嫁入り道具を勝手に質に入れたときで、女性自身の財産に男が勝手に手をつけたときは断固として女性が離婚を主張できる。それを社会も認めているといわれていますが、さきほどのように考えますと、これは当然といってよいと思います。

宮本常一さんの『忘れられた日本人』という名著の中には、西日本の極めて生き生きとした女性像が描かれています。明治以後、最初にふれましたように、女性は社会的な地位も法的な地位も認められない、全く押しひしがれた状態だったという常識的なイメージを、『忘れられた日本人』に描かれた女性は覆してくれます。一度はこの本はお読みいただきたいと思うのですが、宮本さんのとらえられたようなたくましい女性のあり方の一面を、我々ももっとこれからは評価する必要があると思います。

例えば、これは物議を醸す危険性もありますけれども、『女工哀史』や『ああ、野麦峠』のように明治以後の製糸工場や紡績工場における女性労働、「女工」の悲惨、かつ苛酷な労働条件について語った書物があることはよく

知られているとおりで、こうした女性労働者のあり方が常識になっており、もちろん私はこれもうそではないと思います。しかし、考えておかなければいけないのは製糸工場や紡績工場は男の入れない職場ではないかと思われる点です。ですから、富岡製糸工場という士族の子女が働いたといわれる模範製糸工場の絵をみますと、そこには羽織、袴の女性たちだけで、男は一人もおりません。

実際、繊維産業は、弥生時代以来、女性の仕事であったわけで、恐らく明治になってからの製糸工場や、紡績工場では最初は女性だけしか働いていなかったのではないかと思います。もちろん紡績工場に男性も働いていることがわかりますし、先ほど申しましたように、高級な絹織物に男の織手が携わっているのは古くからのことですが、しかし、普通の蚕を飼い、糸をとるのは女性の仕事であり、工場になってからもやはりそれは女性の仕事だったのです。

山梨県の話ばかりで恐縮ですが、日本最初のストライキは、山梨県の両宮製糸工場の女工さんたちだという話を聞いたことがあります。

また、身近なものの経営をしている小さな製糸工場で働いている女工さんたちの話を聞いたことがあります。賃金は決して高くはなかったのですが、それほど悲惨な話は聞いたことがないのです。仕事が終わるとお風呂に入っ
て、お化粧をして、ふろしき包みを抱えて、仲よさそうに女工さんたちが帰っていく、というイメージが私の中には一方にあって、そういうイメージと、『女工哀史』などの悲惨な労働条件の側面とが、どこで結びつくのか今までよくわからなかったのですが、いろいろな意味で考え直してみる必要のある問題なのではないかと現在では強く感じています。

このような問題をはじめ、日本の社会史像について我々が考え直すべき問題は極めてたくさんあり、女性の役割についても、これまでのように一五〜一六世紀以降、女性の立場が低下し、男に抑圧されつつけてきたととらえるのと、

実は実態としては女性が相当の社会的実力はもっていたと見るのでは、現代の女性問題についての考え方も違ってくるのではないかと思うのです。

私は男性でありますから、男もそれほどひどいことばかりしてきたわけではない、私的な面では女性に抑えられていた面もあったのだということを、ちょっとはいつてもよいのではないかとも思うのですが、重大なことは、日本国という国家ができて、その国制が定まってから後は、法的に公の立場から女性が、一貫して排除されてきたということとであります。ここで少し脱線しますと、先ほどから「日本国」といういい方をしていきますが、「日本」という国の名前がいつ決まったかについて私は大学の講義の最初に必ず聞くことにしています。

ここにお集まりの皆さんはご存じでしょうか。若手の五〇人ほどの公務員の会合でこの質問をしたところ、ほとんどの人が知らないで、「日本国の公務員が、自分の国の名前がいつ決まったかを知らないでどうするんですか」などといって、エリートたちをしかつたことがあります。日本人のほとんどが知らないんですね。この国号のきまったのは七世紀の末と推定されており、それ以前にはさかのぼりません。この国号が対外的に用いられたのは、七〇二年、則天武后のときにかつて倭国の使いといっていた遣唐使——当時唐は周という国になっていますが、「日本」の使いといつたのが最初です。

「日本」はそこから始まったので、それ以前には日本はありません。これははっきりしておいていただきたいと思えます。「日本」は地名ではなく特定の国の名前ですから変えることもできません。日本人の多くが変えたければ、若い方々が「もうこんな国の名前は嫌だ」と思ったら、変えることも可能なので、将来の問題として十分考えておいてもよいことです。この日本国の国制の中で、男の優位が公的、法的にはっきりと決まったのです。そのころの社会の実態は男女それほど地位の差はなかったのですが、表の政策決定をする官庁の官人はすべて男です。だから大臣はも

ちろん男です。ただ天皇家の私的な仕事をやる後宮だけに女性が入っているのですが、それでも八世紀にはまだ女
天皇がでてきますし、後宮の女官も政治的な発言権を実質的にはもっていますが、公の表の分野は完全に男の世界に
なり、それが敗戦までつづいてきたわけです。

また公的な負担——租税を払うのも男になっており、調庸の絹は女がつくつていても名目は男、成年男子の負担に
なっているのです。戸籍の中でも戸主は男が原則になっています。もちろん実態として女性がなっている例もありま
すし、古代にくらべると、中世はかなりこの法的な立て前は緩みます。ですから、土地財産を女性にも全部平等に譲
るとか、女の武者も出てきたり、政子のような女の政治家が出てきたりするのですが、江戸時代にはまたもとに戻り、
明治に至ってついに法的にそれが決定してしまいます。これが女性の社会的な地位、法的な地位に決定的な影響を及
ぼしたことはいうまでもないことで、その面についてはこれまでの女性史やフェミニズムが十分に取り上げてきたの
ですが、今日お話ししたような実質的に女性が社会の中でもっていた力については、案外、これまで我々は見落とし
てきたところがあります。

それも百姓を農民と思ひ込んだ間違いの一端であり、これまでは農業に従事している男だけを問題にしてきたので
す。男性の歴史家は責められてもいたし方ないと思いますが、女性史家も実はこのことはあまり研究しておられない
のではないかと思います。私もまだちょっと手をつけたばかりで、まだまだこの分野ではやるべきことはたくさん残っ
ています。これからの若い方にはやるべきことがたくさんあって、本当に幸せだと私は思います。いろいろなこれま
での既成観念から離れて、自分の目で現実と、歴史とをみていくことによって、これまでとは全く違った歴史像を我々
はつくり出すことができると思います。

そういう意味で、21世紀は大変おもしろい時代になるのではないか、またそうなってほしいと思っておりますが、鶴

見大学には新しく文化財学部が設置されると聞いておりますが、それを含めて、この大学が日本社会の解明、さらに社会の発展に大きく寄与してくださることをお祈りして、つまらない話を終わりにさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございます。

司会者 網野先生、どうもありがとうございます。皆様には大変長い時間にわたりまして熱心にご聴講いただきまして、大変ありがとうございます。それでは、鶴見大学仏教文化研究所第三回の公開講演会を終わりにいたします。

—了—